



今月のことば

Words of the Month

弁理士の会務活動で副会長として感じていること

日本弁理士会副会長

藤沢 昭太郎

1. はじめに

副会長であるため、「今月のことば」という原稿依頼が、私にも回ってきました。何を書くべきか、役員の方の過去の記事を見ながら、考えましたが、うまいこと思い付きません。そのため、副会長の任期が、ほぼ半分過ぎた9月下旬現在、これまでに得た知識や経験に基づき、私が、弁理士の会務活動で副会長として感じていることを書いていきたいと思っております。なお、諸先輩方からしますと、間違った認識があるかもしれませんが、寛大な心でご容赦頂きたいと思っております。

2. 委員会（附属機関・WGを含む）運営について

委員会（附属機関・WGを含む）は、執行役員会の諮問事項・審議事項・委嘱事項を検討したり、事業を実行するものです。つまり、委員会とは、執行役員会が設置したものであり（例規設置の委員会は除く）、執行役員会が決めた諮問・審議・委嘱事項のみを検討・事業を実行するのが、その役割です。

一方、各委員会の先生方からは、諮問・審議・委嘱事項とは直接関連性のない、希望のテーマについて検討、あるいは研究したい等の要望が挙がる場合があります。挙げられたテーマが諮問・審議・委嘱事項の趣旨に適っていれば、その要望が認められることもあります。認められないことが多いです。そして、認められない旨を伝えた場合、テーマを挙げた先生方からは、弁理士同士で対等のはずなのに、執行役員会が一方的に当該テーマの検討・研究の認否を決定するのはおかしいという批判が出たりします。ところが、上述の通り、弁理士の組織の構造上、執行役員会は、各委員会で検討・研究するテーマの認否を決定する権限を有しておりますし、組織運営上もどちらかに決定権限がないと、組織運営ができなくなってしまいます。そのため、そのような批判は失当

なわけですね。

しかし、組織構造上は、執行役員会に権限があるとはいえ、弁理士同士で対等ですし、各先生方にはボランティアで貴重な時間を使って委員会にご参加頂いているわけですし、役員といっても1年という任期が終われば、委員会の先生方と同じ立場に戻るわけですね。また、テーマを挙げた先生方も、時代の趨勢や弁理士を取り巻く状況に基づき、必要性があると考えたから提案しているわけですね。そのため、私の心情的には、諮問・審議・委嘱事項と折り合いを付けながら、できるだけ取り上げたいと考えておりますし、取り上げるべきだとも思っています。ただ、なかなか難しいですが…。

また、執行役員会には、執行役員会側の論理・方針があります。費用対効果・予算の適正化の観点から、同一の事業が継続的に行われているが、成果が出ていないものは、廃止の判断がなされる傾向にあります。また、弁理士会が行う事業は、会員全体にとって利益になるものでなければならぬという大前提から、会員全体に還元できる成果が得られていないものは、廃止の判断がなされる傾向にあります。会員の先生方から集めた会費で、事業を行っているのですから、執行役員会としては当然の論理・方針だと思いますが、時代の流れでしょうか、今後、益々、これらの論理・方針は、徹底・明確化されていくと思っております。

一方、専門性が高く、執行役員会側の基礎知識が足りないため、あるいは、そもそも、当該事業を起案する担当役員の理解不足によって、本来は重要なテーマ・事業、将来有望なテーマ・事業が、正当に評価されず、上述しました執行役員会側の論理・方針によって、廃止や縮小の憂き目にあっているケースもあると思っております。そのため、委員会の先生方の説明や意見にできる限り耳を傾け、正確な内容を執行役員会に伝えていけなけれ

ばならないと感じております。

3. 弁理士の財務について

弁理士会は、近年毎年、赤字予算を計上しておりますが、最終的な決算は、黒字あるいは、足し引きゼロになることがほとんどです。なお、そもそも、「赤字予算」は、当該年度の「収入」と「支出」を比較して、「支出」の方が多ということを示しており、そのまま、計画通り予算が消化され、「赤字決算」になってしまっても、「赤字予算」の範囲内であれば、弁理士会としては、根幹を揺るがすような大きな問題にはならないと思います。また、もし実際に「赤字決算」になってしまったのであれば、弁理士会の運営に必要な事業を除き、その後数年間の事業計画の予算規模を縮小すれば、収支は改善します。そのためやはり、根幹を揺るがすような大問題にはならないと思います。

では、話を戻しまして、何故近年「赤字予算」を計上することになるのかと考えますと、年々弁理士会の行う事業の数が多くなり、また各事業の規模が大きくなっているからです。また、各附属機関や委員会等が、実際に事業を行った際に、予算が足りなくなってしまう事態を心配して、多めに予算請求を行うからです。但し、これは仕方のない側面もあると思います。年度の途中で予算が足りなくなってしまった場合、予備費の取り崩しや補正予算を組まなければならない、これらの措置

を行うとなると、少々面倒になるからです。年度初めの定期総会で、使う分だけの予算を計上し、足りなくなったら臨時総会で補正予算を計上するという形が、本来は正しい在り方だと思います。しかし、そうなりますと、事実上、各附属機関や委員会等は、各支出を集計して中間決算を行わなければならない、事務局の負担が過大になってしまうと思います。

そのため、私の結論としては、「赤字予算」を計上すると聞くと、一見問題があるように感じますが、大きな問題ではないと考えております。

一方、弁理士会としても、現状の状況がベストと考えているわけではありません。弁理士会が事業を行う原資は、会員の先生方から集めた大切な会費ですので、各附属機関や委員会等が適正な予算を計上するようなシステムにするべく、上述の通り、執行役員会は、同一の事業が継続的に行われているが、成果が出ていないものは、廃止の判断を行うようにしておりますし、会員全体に還元できる成果が得られていないものも、廃止の判断を行うようにしております。また、数年前から、弁理士会の財務に詳しい先生を、会長室に財務担当として配置し、各附属機関や委員会等から上がってきた次年度予算案について、レビューを行ってもらい、レビュー結果が、次年度の役員に配布されるようになっております。更に、昨年度から、事業の棚卸しルールを策定すべく、担当委員会で検討しております。